

(名古屋税関をご利用の皆様へ)

平成 30 年 6 月  
名古屋税関

## 名古屋税関稲永出張所の廃止に伴う窓口についてのお知らせ

平素は税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
名古屋税関稲永出張所は、本年 6 月 30 日に業務を終了し、同年 7 月 1 日に廃止する運びとなりました。

これに伴い、同出張所で行っていた業務につきましては、同日以降、名古屋税関本関（監視部・業務部）に移管することになりますので、ご案内申し上げます。

### 業務移管先（名古屋税関本関（監視部・業務部））

業務の内容	名称	場所
輸出入通関 (20 万円以上の郵便物の 事前検査及び輸出申告を含 み、違約品に関するものは 除く)	業務部 代表税番の部門	本関 3 階
違約品関連 (違約品に関する輸出郵便 物の事前検査を含む)	業務部 特別審査官 (第 1)	本関 3 階
保税蔵置場等許可関連 (保税地域の許可・更新に 関すること)	監視部 保税総括許可部門	本関 2 階
保税手続関連 (見本持出、保税運送等の 各種手続及び貨物管理に関 すること)	監視部 保税取締部門	本関 2 階

(本件に関するお問い合わせ)

ご不明な点がございましたら、下記の窓口にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

### 名古屋税関（本関）

- ・輸出入通関に関する事 → 業務部 管理課 (052-654-4030)
- ・保税蔵置場等の許可に関する事 → 監視部 保税総括許可部門 (052-654-4092)
- ・保税手続に関する事 → 監視部 保税取締部門 (052-654-4094)
- ・上記以外に関するお問い合わせ → 総務部 総務課 (052-654-4010)

平成 30 年 6 月

関係各位

名古屋税関

## 担当事務の変更について

平素から税関行政に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
名古屋税関におきましては、本年 7 月 1 日付けで下記のとおり担当事務の変更を行うこととしておりますので、お知らせいたします。

### 《稲永出張所》

平成 30 事務年度		平成 29 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
【廃止】		稲永出張所	

#### 【管轄区域及び事務分担について】

- ・ 稲永出張所の管轄区域は、本関が引き継ぐこととなります。
- ・ 稲永出張所の保税関係の事務は、監視部の事務分担に従って監視部が処理することとなります。また、稲永出張所の通関関係の事務は、業務部の事務分担に従って業務部が処理することとなります。

### 《業務部》

平成 30 事務年度		平成 29 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
統括審査官 (通関第 1 部門担当)	・ 輸出入通関 (1~27 類、94~97 類)	統括審査官 (通関第 1 部門担当)	・ 輸出入通関 (1~27 類)
統括審査官 (通関第 4 部門担当)	・ 輸出入通関 (84~93 類)	統括審査官 (通関第 4 部門担当)	・ 輸出入通関 (84~97 類)
【廃止】		統括審査官 (特殊鑑定部門担当)	・ 犯則物件等の鑑定、 計量機器の認定及び 国産困難等の確認 ・ 製造たばこの特定販 売業及び塩特定販売 業の登録及び監督
統括審査官 (特殊鑑定・減免還付部門担当)	・ 犯則物件等の鑑定、 計量機器の認定及び 国産困難等の確認 ・ 製造たばこの特定販 売業及び塩特定販売 業の登録及び監督 ・ 減免税制度に関する 確認事務	統括審査官 (減免還付部門担当)	・ 減免税制度に関する 確認事務

《西部出張所》

平成 30 事務年度		平成 29 事務年度	
部門名	事務分掌	部門名	事務分掌
統括審査官 (通関総括第 1 部門担当)	・ 輸出入総括事務	統括審査官 (通関総括第 1 部門担当)	・ 輸出入総括事務 ・ 審査基準
統括審査官 (通関総括第 3 部門担当)	・ 審査基準	【新設】	
統括審査官 (通関第 1 部門担当)	・ 輸出入通関 (1～27 類、94～97 類) ・ 通関業者以外の者が 行うマニュアル申告 ・ 窓口電子申告端末に よる申告	統括審査官 (通関第 1 部門担当)	・ 輸入通関 (1～38 類)
統括審査官 (通関第 2 部門担当)	・ 輸出入通関 (28～49 類)	統括審査官 (通関第 2 部門担当)	・ 輸入通関 (39～49 類、72～83 類)
統括審査官 (通関第 3 部門担当)	・ 輸出入通関 (50～83 類)	統括審査官 (通関第 3 部門担当)	・ 輸入通関 (50～71 類)
統括審査官 (通関第 4 部門担当)	・ 輸出入通関 (84～93 類)	統括審査官 (通関第 4 部門担当)	・ 輸入通関 (84～97 類) ・ 通関業者以外の者が 行うマニュアル申告 ・ 窓口電子申告端末に よる申告
【廃止】		統括審査官 (通関第 5 部門担当)	・ 輸出通関